

日行連発第270号  
令和3年6月4日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊

行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について（周知）

標記の件について、行政書士法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第58号）が令和3年6月1日に公布され、同年6月4日に施行されました。

当該改正省令は、改正行政書士法（令和元年法律第61号）の施行に伴い、別添のとおり所要の改正が行われたものです。

本件については、日本行政7月号にて周知いたしますが、各単位会におかれましては、別紙資料をご確認のうえ、会員への周知につきご協力くださいますようお願いいたします。

**【別紙】**

- ・行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について（日行連宛通知）  
（令和3年6月1日付け、総行行第154号）
- ・（別添）都道府県宛通知
- ・（参考）行政書士法施行規則の一部を改正する省令の概要
- ・（参考）官報（令和3年6月1日付け、第503号）

以上